契　約　書　（案）

１　物件名　　オンラインジャーナル（アメリカ系）のライセンス
２　品名　　別紙内訳書のとおり
３　契約金額　　金　　円

令和９年１月分から３月分　　円
（内訳）
ライセンス料　　円
手数料　　円
消費税及び地方消費税の額　　円
令和９年４月分から１２月分　　円
（内訳）
ライセンス料　　円
手数料　　円
消費税及び地方消費税の額　　円
「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定により算出したもので、手数料額に１００分の１０を乗じて得た金額である。

４　契約期間　　令和９年１月１日から令和９年１２月３１日まで
５　契約保証金　　愛知県病院事業庁財務規程第 115 条及び第 116 条の規定による
６　特約条項　　特になし

愛知県がんセンター（以下「甲」という。）と　契約業者名　（以下「乙」という。）との間において、上記物件の利用について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和　年　　月　　日

甲　名古屋市千種区鹿子殿１番１号
愛知県
代表者　愛知県がんセンター
病院長　山本　一仁

乙　契約業者名

（権利義務の譲渡等）

第１条　乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県病院事業庁財務規程（平成 16 年愛知県病院事業庁管理規程第 25 号）第 35 条第 2 項に基づき、愛知県がんセンター病院長が管理出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

（危険負担）

第２条　契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、履行前に甲、乙双方の責に帰することができない理由により損害を生じた場合といえども乙がこれを負担する。

（物件の利用場所）

第３条　乙は、次の各号の支援を行うものとし、物件を愛知県がんセンターで使用可能な状態に調整したうえ、契約期間の開始日から甲の利用に供しなければならない。

(1) デジタルコンテンツを提供する各出版社又はデータベース制作者（以下「本件出版社等」という。）と甲との利用登録及び利用開始手続を含むライセンス手続締結の支援。

(2) デジタルコンテンツの利用に関する質問への回答。

(3) ライセンス料の預かり及び本件出版社等への送金代行。

(4) デジタルコンテンツの欠陥、アクセス不良、その他の障害に係わる甲のクレームの本件出版社等への連絡。

（物件の利用者）

第４条　甲は、物件の利用を愛知県がんセンター構成員に限定しなければならない。

（障害等の対応）

第５条　障害が発生した場合は、乙は速やかに回復の措置を講ずることとする。また、乙は甲にオンラインサービスに関する利用情報を提供しなければならない。

（秘密の保持）

第６条　甲は、乙から提供を受けるデータ及びこれに付随する技術情報等の、乙の所有に属する知的財産について、その取扱にあたっては慎重な注意を持って、秘密の保持に努めるものとする。

２　前項の守秘義務は公知になった事項については適用されないものとする。

３　乙はこの契約に関し、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

（履行遅延の場合における違約金）

第７条　乙は、物件の利用提供を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

２　前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000 円未満の端数金額

及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年3.0パーセントの割合で算出した額とする。

3　前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

（代金の支払）

第８条　乙は、安定的な物件利用の履行確認後に、契約金額を年度別（１月分から３月分と４月分から１２月分）の２回に分けて、甲に支払い請求書を提出するものとする。

2　甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求額を乙に支払わなければならない。

3　甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の規定に基づいて年3.0あパーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

（公租公課）

第９条　この物件に係る公租公課は、乙が負担する。ただし、「事業者向け電気通信利用役務」に該当する場合、リバースチャージ対象額に対する税は甲が負担する。

（契約の解除）

第10条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1)　この契約の条項に違反したとき。

(2)　契約の履行を遅延し、又は履行に関し不正な行為があったとき。

(3)　甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4)　期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

(5)　契約解除の申立てをしたとき。

(6)　所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。

2　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第２号又は第４号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(2)　乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

(2)　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法

律第１５４号）の規定により選任された管財人

(3)　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第２項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また履行部分があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

５　令和９年度においてこの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、甲はこの契約を解除するものとする。

（談合その他不正行為に係る解除）

第 11 条　甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1)　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第２０条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第１７条の２又は第２０条第１項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び第７条の９第１項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3)　公正取引委員会が、乙に独占的状態があったとして独占禁止法第８条の４第１項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4)　乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

(5)　乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　前条第２項及び第４項の規定は、前２項により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第 12 条　乙は、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否か

にかかわらず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第１項第１号から第３号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

２　乙は、前条第１項第４号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の１０分の３に相当する額を支払わなければならない。

(1)　前条第１項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３の規定の適用があるとき。

(2)　前条第１項第４号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)　乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　前２項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

４　前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第 13 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与

するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5)　法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3　甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（妨害等に対する報告義務等）

第14条　乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2　乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

（愛知県病院事業庁財務規程の準用）

第15条　この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県病院事業庁財務規程の定めるところによる。

（紛争の処理）

第16条　この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

（協議）

第17条　この契約書及び愛知県病院事業庁財務規程に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。